

## 2 互 助 会

昭和55年度における互助会の短期給付の概況は、次のとおりである。

種 別	件 数 (件)	金 額 (円)	会員1人 当たり 納付額 (円)
医療補助金(会員)	60,530	39,884,200	
医療補助金(被扶養者)	181,160	160,906,034	
死亡弔慰金(会員)	48	24,480,000	
死亡弔慰金(被扶養者)	642	16,280,000	
災害見舞金	10	4,763,192	
出産見舞金(会員)	325	6,500,000	
出産見舞金(被扶養者)	407	8,140,000	
育児手当金(会員)	315	3,150,000	
育児手当金(被扶養者)	402	4,020,000	
傷病見舞金	87	15,021,802	

種 別	件 数 (件)	金 額 (円)	会員1人 当たり 納付額 (円)
入院在宅療養補助金(会員)	765	26,250,000	
入院在宅療養補助金(被扶養者)	632	20,665,000	
輸血見舞金(会員)	16	268,000	
輸血見舞金(被扶養者)	12	334,000	
合 計	245,351	330,662,228	15,362

## 第3節 長 期 給 付

昭和55年度の教職員等に対する長期給付の執行状況は、次のとおりである。

### 1 恩 給

#### (1) 恩給の支給及び受給者の管理

支給人員及び支給額は、次のとおりである。

学校種別	普通恩給		扶 助 料		退 隠 料		遺 族 扶 助 料		計	
	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額
小 学 校	1,075	1,429,023	740	604,688	29	25,554	8	3,238	1,852	2,062,503
中 学 校	296	511,228	204	196,200	19	16,074	6	2,343	525	725,845
高 等 学 校	—	—	—	—	8	11,079	3	2,237	11	13,316
盲・ろう学校	2	2,453	5	4,980	1	426	—	—	8	7,859
教育庁・その他	34	32,235	35	24,343	2	1,375	2	964	73	58,917
計	1,407	1,974,939	984	830,211	59	54,508	19	8,782	2,469	2,868,440

恩給等の裁定を受けた者及び死亡その他の事由で、恩給の受給権を失った者は、次のとおりである。

恩給種別	裁 定	失 権
普通恩給	1件	87件
扶 助 料	38	72
退 隠 料	0	2
遺 族 扶 助 料	1	1
計	40	162

の調整が行われた。

#### ② その他の主な改正

ア 普通恩給及び普通扶助料の最低保障額が、昭和55年4月分から引き上げられた。

イ 普通扶助料に係る寡婦加算の年額が、昭和55年8月から大幅に引き上げられた。

### 2 退 職 手 当

昭和55年度における退職手当の裁定、支給額は、次のとおりである。

学校種別	人 員	金 額
事 務 局	6人	131,454千円
小 学 校	581	8,672,652
中 学 校	231	2,917,705
高 等 学 校	171	2,149,186
盲・ろう学校	15	96,886
養 護 学 校	36	249,373
計	1,040	14,217,256

#### (2) 恩給年額の改定

恩給法等の一部を改正する法律(昭和55年法律第39号)が、昭和55年5月6日公布された。

その主な内容は、次のとおりである。

##### ① 恩給年額の増額

昭和54年度における国家公務員給与の改善を基礎として、恩給年額の計算の基礎となる仮定俸給年額3.4%プラス3,200円引上げられた。ただし、その引上額は14万400円を限度とし、77号俸以上にあつては、さらに所要